



Newsletter

2024 年 10 月号

テーマ

税制改正

- [企画財政部、所得税法施行令等 5 つの施行令を改正](#)

例規・判例

○ 企画財政部

- [当初、無形資産に計上した開発費を減額し、前期誤謬修正損失に計上した場合の損金算入方法](#)

○ 国税庁

- [統合投資税額控除の追加控除額を計算する時、「直近 3 年間の年平均投資金額」に工事負担金が含まれるか否か](#)

2024. 10. 29

Deloitte Anjin LLC
Japanese Services Group(JSG)

税制改正

企画財政部、所得税法施行令等 5 つの施行令を改正

企画財政部は今年度の各種の対策で既に発表した内容等に関する後続措置として、所得税法施行令等 5 つの施行令を改正すると明らかにしました。施行令改正案は立法予告（2024 年 9 月 12 日～10 月 22 日）、次官会議・国務会議等の手続きを経て 2024 年 11 月中旬に公布・施行される予定です。

主な内容は以下の通りです。

主要内容

■ 所得税法施行令

- 共生賃貸住宅譲渡所得税の特例適用期限の延長（所得税法施行令§155 の 3）
 <内容> 共生賃貸住宅譲渡所得税の特例適用期限を 2 年延長（2026 年 12 月）
 <必要性> チョンセ（保証金）・ウォルセ（家賃）市場の安定のための支援

■ 法人税法施行令

- 公共賃貸住宅の建設事業者に土地を譲り渡す時、追加の課税を除く（法人税法施行令§92 条の 2④）
 <内容> 法人が公共賃貸住宅の建設事業者に土地を譲り渡す時、譲渡差益による法人税の追加課税（10%）を除く適用期限を 3 年延長（2027 年 12 月）
 <必要性> 庶民・中産層の住居安定のための公共賃貸住宅の供給支援

■ 租税特例制限法施行令

- 中小企業の卒業猶予期間の拡大（租税特例制限法施行令§2）
 <内容> 企業の成長を支援するために売上高が中小企業の規模基準を超えても、税制上で中小企業として優待を受けることのできる猶予期間 3 年 ⇒ 5 年に拡大（コスピ・コスタック上場の中小企業は 7 年）
 <必要性> 2024 年に中小企業の規模基準を超えた企業にも猶予期間の延長優待を適用するために今年中に改正必要

■ 付加価値税法施行令

- 正月・秋夕に会社が社員に支給する財に対して付加価値税の非課税を適用（付加価値税法施行令§19 の 2）
 <内容> 正月・秋夕に会社が社員に支給する財に対してはその他の福利厚生と別途に付加価値税の非課税を適用（最大 10 万ウォン）
 <必要性> 勤労者に対する企業の福利厚生活動の支援、秋夕をきっかけに贈り物の財に対する消費の促進（今年の秋夕から適用）

■ 総合不動産税法施行令

- 小型の新築住宅（非マンション）の総合不動産税の重課住宅数除外特例の適用期限の延長（総合不動産税法施行令 §4 の 3）
 <内容> 新築小型住宅を購入する場合、総合不動産税が重課される住宅数から除外する期間を 2 年延長（2027 年 12 月）
 <必要性> 供給が萎縮している非マンションに対する税制支援

例規・判例

【企画財政部】当初、無形資産に計上した開発費を減額し、前期誤謬修正損失に計上した場合の損金算入方法

(企画財政部法人税制課-461、2024.8.14.)

■ 質疑

当初、無形資産に計上した開発費を減額し、前期誤謬修正損失に計上した場合の損金算入方法

回答

法人が企業会計基準による開発費の要件を全て満たした支出額を財務諸表に開発費として計上したが、その後開発費を減額して前期誤謬修正損失に計上した場合、減額した開発費は法人税法施行令第 31 条第 8 項により減価償却費として損費に計上したことと見て、法人税法第 23 条第 1 項を適用することである。但し、当該開発費が当初認識時点の企業会計基準による開発費の要件を満たしているか否かは事実判断する事案である。

【国税庁】統合投資税額控除の追加控除額を計算する時、「直近 3 年間の年平均投資金額」に工事負担金が含まれるか否か

(書面-2023-法規法人-2757、2024.3.19.)

■ 質疑

統合投資税額控除の追加控除の時、該当課税年度の投資金額から差し引く「直近 3 年間の年平均投資金額」に工事負担金が含まれるか否か

■ 事実関係

- 質疑法人は熱・電気を供給する集団エネルギー事業者であり、「集団エネルギー供給施設への投資金額」について統合投資税額控除を適用している
- 質疑法人は「集団エネルギー事業法」第 18 条により熱・電気エネルギーの使用者から「集団エネルギー供給施設への建設費用の一部（工事負担金）」を受け、グループエネルギー供給施設の投資に支出した

回答

2022 課税年度以後、「租税特例制限法」第 24 条第 1 項第 2 号ロ目および第 3 号ロ目による統合投資税額控除の追加控除を適用する場合、「直近 3 年間の年平均投資金額」を算定することにおいて、「法人税法」第 37 条第 1 項による工事負担金の提供を受け、投資に支出した金額は、「租税特例制限法」第 127 条第 1 項第 4 号により投資金額から差し引くものである。

デロイト安進会計法人

Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノウハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG（Japanese Services Group）の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト（[韓国での日系企業向けサービス](#)）をご参照ください。

当ニュースターについて、ご質問事項などがございました場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：竹田由紀子（Takeda, Yukiko） / TEL 02-6676-1038 / ytakeda@deloitte.com

徐正旭（Seo, Jung Wook） / TEL 02-6676-1871 / juseo@deloitte.com

ニュースターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、安進会計法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2024. For information, contact Deloitte Anjin LLC